



2015年7月24日 第2015-29号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

8月1日から

雇用保険・基本手当日額変更

～雇用保険の各種給付金・助成金上限額も変更～

8月1日から、雇用保険の基本手当日額が変更されます。雇用保険の基本手当日額は雇用保険法第18条の規定により、年度の平均給与額が上下した場合は、その比率に応じてその翌年度の8月1日以降の金額が変更されます。今回の変更は、平成26年度の平均給与額（「毎月勤労統

計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成25年度と比べて約**0.07%上昇**したことに伴うものです。

これにより、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、雇用調整助成金の上限額等も変更になりました。

【賃金日額・基本手当日額】

8月3日以降の失業認定分から下記の通り変更

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,780	12,790	6,390	6,395 (+5)
30～44歳	14,200	14,210	7,100	7,105 (+5)
45～59歳	15,610	15,620	7,805	7,810 (+5)
60～64歳	14,910	14,920	6,709	6,714 (+5)
	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
全年齢	2,300	2,300	1,840	1,840 (±0)

【高年齢雇用継続給付】8月分の給付金から変更

①支給限度額：340,761円 → **341,015円 (+254円)**

②最低限度額：1,840円 → **1,840円 (±0円)**

③60歳到達時の賃金月額：

上限額：447,300円 → **447,600円 (+300円)**

下限額：69,000円 → **69,000円 (±0円)**

【育児休業給付】8月分の給付金から変更

上限額（支給率67%）：285,420円 → **285,621円 (+201円)**

上限額（支給率50%）：213,000円 → **213,150円 (+150円)**

【介護休業給付】8月分の給付金から変更

上限額：170,400円 → **170,520円 (+120円)**

【雇用調整助成金・1日あたりの金額】賃金締切期間の初日が8月1日以降の分から変更

上限額：7,805円 → **7,810円 (+5円)**